

## 議第23号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年三島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第5号中「、農学」を「若しくは農学の課程」に、「又は化学工学」を「及び化学工学」に改め、同条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「又は化学工学」に改め、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「及び化学工学」に改め、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第9号中「若しくはこれらに」を「又はこれらに」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条の2第5号の改正規定、同条第6号の改正規定（「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「又は化学工学」に改める部分に限る。）、同条第7号の改正規定（「、農学若しくは」を「若しくは農学の課程又は」に、「若しくは化学工学」を「及び化学工学」に改める部分に限る。）及び同条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士